

第 5 期介護保険料算出の要素

介護保険料は、介護保険総費用に対して 65 歳以上の第 1 号被保険者が負担する部分を、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて負担するものです。

介護保険制度改正により、第 5 期介護保険料については、第 1 号被保険者の負担割合と低所得者の負担軽減を図るために所得段階区分が変更となるほか、介護保険料の上昇の抑制に活用を図るため財政安定化基金の取り崩しが行われます。

1 第 5 期給付費総額 38,116,277,788 円

2 第 1 号被保険者の負担

(1) 第 1 被保険者の負担割合 → 21%

第 5 期介護保険事業計画期間の介護保険総費用に対する第 1 号被保険者の法定負担割合は、高齢者人口の増加に伴い、第 4 期の 20% から 21% へと変更になります。

※第 2 号被保険者の法定負担割合は、30% から 29% へ変更となります)

※第 1 号被保険者が負担する介護保険費用 → 8,949,379,979 円
 ↓ 第 1 号保険料総額

(2) 調整交付金に対する負担 → 3.15%

調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力格差を是正するために、国が交付するもので、原則介護保険総費用の 5% です。ただし、第 1 号被保険者のうち、75 歳以上の後期高齢者の割合と、第 1 号被保険者の所得分布によって原則 5% の割合が変化することになります。

府中市の第 5 期介護保険事業計画期間は、過去の実績や後期高齢者の増加等により、割合を 3.15% と見込んでいますので、残りの調整交付金不足分は、第 1 号被保険者が追加負担することになります。

※調整交付金不足分の追加負担 → 1.85%

(3) 介護保険給付費等準備基金の取り崩し → 301,200,000 円

介護保険財政を安定的に運営するため、事業計画期間内で必要な保険料は、その期間内で賄うことが原則となりますので、介護保険給付費等準備基金は、3 年間の介護保険事業計画により積み立てと取り崩しの計画を立てます。

府中市では、平成 23 年度末の準備基金残高を約 3 億 1700 万円 と見込んでいますので、第 5 期介護保険料の設定にあたり取り崩して活用します。

※積み立ては、介護保険料余剰金等を充てます。

(4) 財政安定化基金の取り崩し → 99,868,326円 ※予定

介護保険財政の安定を図るために、東京都に設置された基金への拠出金で、東京都全体の給付費見込み総額の0.03%を各保険者が給付見込み額に応じて負担しています。

今回の介護保険制度改正で、財政安定化基金として必要額を確保したうえで、余裕分について各拠出者（各保険者）に返還できるようになりました。市町村返還分については、第5期の介護保険料の上昇の抑制に活用します。

(5) 所得段階の見直し → 〇〇段階（実質〇〇段階）

今回の介護保険制度改正により、低所得者の負担軽減を図るため、第4期の第3段階のうち、一定収入以下の方を特例第3段階として基準額に対する割合を軽減できることとなりました。

課税層に対しては、より公平な所得段階となるよう各段階に該当する所得金額区分に見直すとともに、最も高い所得段階を新たに設けることも想定して「介護保険料（案）」を作成しています。

※「案1」では、特例第3段階を設けた 11段階（実質13段階）

※「案2」では、特例第3段階と最も高い所得段階を新設した 12段階（実質14段階）

※「案3」では、特例第3段階、第4期の第7・8段階をさらに細分化して段階を新設した 13段階（実質15段階）

3 介護保険料基準額の算出

1 の第1号被保険者の負担に基づき、第5期介護保険料基準月額を算出します。

< 例 >

